

都市ガス普及特約割引 [付帯契約型]
(選択約款)

令和3年9月1日実施

直方ガス株式会社

目次

1. 用語の定義	1
2. 付帯契約の種別・割引率	1
3. 適用条件	1～2
4. 付帯契約の締結及び契約期間	2
5. 料金	2～3
6. この選択約款の変更	3
7. 契約の解約	3
8. その他	3

付則

1. 実施の期日	4
2. 契約期間内における主契約の変更	4
別表	5

1. 用語の定義

この選択約款において使用する定義は、次のとおりといたします。

(1) 「付帯契約」…ガスの供給及び使用に関する契約（以下、「ガス使用契約」といいます。）に付帯して締結する契約をいいます。

(2) 「主契約」…この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス使用契約で、当社が定める次の①から⑥のうち、いずれかの約款にもとづくものをいいます。

- ①ガス小売供給約款（一般契約）
- ②調理温水暖房契約（ほっとプラン）
- ③床暖房契約（床ほっとプラン）
- ④乾燥契約（ドライほっとプラン）
- ⑤家庭用暖房・乾燥契約（ほっとプラン+）
- ⑥床暖房・乾燥契約（床ほっとプラン+）

(3) 「専用住宅」…居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。

(4) 「併用住宅」…店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。

(5) 「新築」…新たに住宅を建築することをいいます。

(6) 「他燃料切替」…オール電化住宅または他社プロパンガス・灯油などを熱源とする都市ガスを使用していない住宅が、新たに都市ガスへ燃料転換することをいいます。

(7) その他の用語については、主契約の「用語の定義」のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別・割引率

この選択約款にもとづく付帯契約の種別（以下、「割引種別」といいます。）及び割引率は、別表のとおりといたします。

3. 適用条件

この選択約款は、次の（1）から（4）に定める条件を全て満たし、お客さまが希望する割引種別の適用条件（（5）（6）のいずれか）を満たした場合に適用いたします。

- (1) 主契約を締結していること。
- (2) 専用住宅または、併用住宅の居室で使用する場合で、1 需要場所内に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 原則、住宅の所有者と主契約の締結者が同一名義であること。
- (4) 主契約の料金の支払いを、原則、口座振替又はクレジットカードによりお支払いいただくこと。

(5) 新築割(新築トク割プラン)の場合

次に掲げる①から③の全てに該当すること。

- ① 新たにガスを使用開始する住宅が新築であること。
- ② 令和3年9月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。
- ③ 賃貸物件でないこと。

(6) 他燃料切替割(他燃料切替トク割プラン)の場合

次に掲げる①から②の全てに該当すること。

- ① 他燃料切替により、新たにガスを使用開始する住宅であること。
- ② 令和3年9月1日以降に当社の供給する都市ガスを使用開始すること。

4. 付帯契約の締結及び契約期間

(1) この選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。

(2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日に成立いたします。

(3) この選択約款にもとづく付帯契約の申し込みは、別表の割引種別のいずれか一つとしていただきます。

(4) 新築割、他燃料切替割の契約期間はガス使用開始日(ガス開栓日)から最初の定例検針日(ガス開栓日と定例検針日が同日の場合は含まない。)から36か月目の定例検針日までといたします。

5. 料金

当社は、各料金算定期間の料金(主契約にもとづき算定した基本料金と従量料金の合計額(以下、「主契約ガス料金」といいます。))に別表の割引種別の割引率を次の(1)または(2)の方法により適用して算定し、この選択約款にもとづく付帯契約での料金とします。

(1) 主契約ガス料金が早収料金の場合

- ① 主契約ガス料金(早収料金)に割引率を乗じ割引額を求めます(小数点以下の端数切上げ)。
- ② 主契約ガス料金(早収料金)から①の割引額を差し引いた金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での早収料金(以下、「割引後早収料金」といいます。)といたします。

(2) 主契約ガス料金が遅収料金の場合

- ① 割引後早収料金を3パーセント割増しした金額を、この選択約款にもとづく付帯契約での遅収料金(以下、「割引後遅収料金」といいます。)といたします(小数点以下の端数切り捨て)。
- ② 割引後遅収料金のお支払い方法は、ガス小売供給約款に定める遅収料金の支払い方

法に準じ、早収料金を割引後早収料金として、遅収料金を割引後遅収料金として取扱います。

6. この選択約款の変更

(1) 当社は、主契約の供給条件等の変更に伴い、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件等は、変更後の選択約款によります。

(2) 当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が主契約の供給条件等のみを変更する場合は、主契約の供給条件等の規定によります。

7. 契約の解約

(1) お客さまがこの選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) この選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。

(3) お客さまのガス使用計画に変更ある場合、又はこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの選択約款にもとづく付帯契約を解約することができます。

(4) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3. 適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、この選択約款にもとづく付帯契約を相互に解約できるものとします。

(5) 主契約を解約した場合、当該解約の日をもって、この選択約款にもとづく付帯契約の解約期日といたします。

8. その他

この選択約款に定めのないその他の事項については、主契約の供給条件等に定めるとおりといたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和3年9月1日から実施いたします。

2. 契約期間における主契約の変更

この選択約款の適用を受けているお客さまが、この選択約款にもとづく付帯契約の契約期間内で既に締結している主契約を解約し、別の主契約を締結する場合は、締結後の主契約の供給条件等にかかわらずこの選択約款にもとづく付帯契約の契約期間を引き継ぐこととします。

この場合、この選択約款にもとづく付帯契約の料金は、新たに契約を締結した主契約ガス料金をもとに算定するものとします。

別表

割引種別、割引率及び契約期間

この選択約款で定める付帯契約の割引種別、割引率及び契約期間は次のとおりといたします。

割引種別	割引率（1か月につき）	契約期間
新築割（新築トク割プラン）	10パーセント	36か月
他燃料切替割（他燃料切替トク割プラン）	10パーセント	36か月